

昭和瀝青工業株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1 : 男性社員の育児休業の取得率をあげる。
取得率 30%以上にすること

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ ・ 育児・介護休業法に基づく変更点の通知
 - ・ 該当者への個別に育児休業の給付、産後パパ休暇、育児休業等の案内
 - ・ 対象者へ個別の説明を実施

目標 2 : 男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況
受講率 30%以上にすること

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ ・ 定期的な教育訓練の受講の案内
 - ・ 毎年の受講状況の把握
 - ・ 受講率30%以上を目標